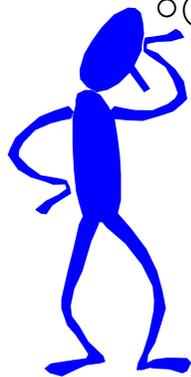




あんちゃん



家を借りたい。
家賃は支払える。
でも、保証人が
いないので…
福祉サービスも必要で…



横浜市と不動産店・家主さん、保証会社
が協力して、あなたを支援します。

横浜市民間住宅あんしん入居事業のご案内



しん君

まずは

次のところでご相談下さい。不動産店をご紹介します。
左下欄の対象者のうち

- ①～⑤の方は 横浜市住宅供給公社、区福祉保健センター
- ⑥の方は 児童相談所
- ⑦⑧⑨の方は 区福祉保健センター
- ⑩の方は かながわ外国人すまいサポートセンター(Tel.228-1752)

次に

不動産店であなたの希望を伝え、物件を紹介してもらいます。
(ご希望に添えない場合もあります。)

そして

物件が決まったら、横浜市の指定する保証会社と保証契約を結び、
「保証料※」を支払います。(保証期間2年間 その後更新も可能です)
※ひと月分の家賃・共益費等の30% (ひと月10万円ならば3万円)
契約が成立すると、保証会社が滞納家賃等の保証をします。

注意

保証会社では、保証契約を結ぶための審査があります。
審査が通らなかった場合は、この制度は使えません。

なお

家賃を滞納した場合には保証会社が代わりに支払うもので、あなたの支払いが
ゼロになる制度ではありません。
保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。
また、滞納が続いた場合、保証会社に返済できない場合は、退居していただくこと

さらに

自立生活を継続するため、福祉サービスの利用をご希望の方は、各区役所福祉
保健センターにご相談下さい。

対象②(障害のある方)で、次のいずれにも該当する方には、保証会社に支払う初回保
証料を横浜市が助成します。

- ◆市民税非課税、障害者施設を退所、もしくは精神科病院を退院する方
- ◆生活保護を受給していないこと
- ◆過去にこの助成をうけていないこと

【注意】最初の賃貸借契約のときの保証料のみです。更新時は対象になりません。
(民間住宅あんしん入居保証料助成事業)

対象となるのは、契約を結ぶ方(注)が①～⑩に該当する場合です。

- ①高齢者
- ②障害のある方
- ③特定疾患の方
- ④ひとり親家庭の方
- ⑤子育て世帯の方
- ⑥児童福祉施設等を退所する方、退所した方
- ⑦生活保護を受けている方
- ⑧配偶者等からの暴力※による被害にあった方 ※ドメスティック・バイオレンス
- ⑨ホームレス自立支援施設を退所する方 (DV)
- ⑩外国人の方

(市内在住等の要件がありますので、詳細は裏面でご確認下さい)

また、以下に該当することも必要です。

- 連帯保証人の確保に困窮している。
- 家賃等及び事業を利用するに当たり必要な費用を納入できる。
- 家賃保証委託契約及び賃貸借契約を締結できる。
- 自立生活ができ、他の居住者と円満な共同生活をおくれる。
- 緊急時の連絡先を確保できる。

(注)一般的に契約者となるべき人がいるにもかかわらず、対象者の要件
に該当する人を契約者とすることはできません。

お問合せ 横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」あんしん入居係
電話: 451-7763 FAX: 451-7707 (10:00～18:00、相談受付17:00まで / 定休日 水曜日)

制度の対象者			不動産店に提出又は提示する書類等
対象	定義	在住等の要件	
高齢者	満60歳以上の方	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の措置により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （身体・知的）	身体障害者手帳を所持する方 愛の手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	手帳【提示】及び住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の決定により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （精神）	精神障害者保健福祉手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	①手帳【提示】 ②住民票【提出】
		市内の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所又は入院	①当該施設の施設長の証明又は当該病院の病院長の証明 （又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		市外の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所又は入院しており、直前まで市内に在住	
特定疾患患者	神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患登録者証を所持する方	市内に6か月以上在住	①神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患登録者証【提示】 ②住民票【提出】
母子家庭の母等	20歳未満の子が同居し、配偶者がいない方	市内に6か月以上在住	配偶者なし ①住民票【提出】
	児童扶養手当を受けている方		手当 ①児童扶養手当証書【提示】 ②住民票【提出】
子育て世帯	未就学児がいて、市民税非課税の世帯	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】 ②市民税非課税証明書【提出】
児童福祉施設等退所者	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームを退所または里親から自立する予定の方	市内の施設に6か月以上入所	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
		横浜市の措置により市外施設に入所（通算の措置期間6か月以上）	
	上記の施設を退所、または里親から自立された方で25歳未満の方	市内施設または横浜市の措置により入所した市外施設を退所後、市内に6か月以上在住	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
	母子生活支援施設を退所する予定の方	市内の施設に6か月以上入所	①福祉保健センター長の証明又は施設長の証明【提出】
		横浜市の措置により市外施設に入所（通算の措置期間6か月以上）	
生活保護受給者	横浜市の生活保護を受けている方		
DV※被害者 ※夫などからの暴力 （ドメスティック・バイオレンス）	福祉保健センターにDVを理由として相談して緊急一時保護施設に入所し、退所する予定の方または、退所後1年未満の方		①福祉保健センター長の証明【提出】
ホームレス自立支援施設退所者	横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」を退所する予定の方		
外国人	6か月以上の在留資格により国内在住が認められている方	市内に6か月以上在住	①旅券、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書のいずれか【提示】
		市内の事業所・学校に6か月以上在勤・在学	
		入国後6か月未満の方は、申請時に市内に在住・在勤・在学	②住民票（外国人記載事項が記載されたもの）又は在勤・在学証明【提出】

※この他、賃貸借契約に必要な書類等（住民票、印鑑証明、実印等）や保証会社の審査に必要な本人確認等の証明書（運転免許証、保険証等）を求められる場合があります。協力不動産店にご確認下さい。

※障害のある方で初回保証料の助成対象の方（下記◆いずれにも該当する方）は、上記書類を提出・提示するとともに、契約者等の非課税証明書の提出が必要となります。

◆契約者等が市民税非課税、もしくは施設退所者または精神科病院退院者であること◆生活保護を受給していないこと◆過去にこの助成をうけていないこと